

(記載例)

第1 申立ての趣旨

債務者は、債権者に対し、その営業時間内はいつでも、債務者の株主名簿の閲覧及び謄写をさせなければならない。

5 第2 申立ての理由

1 被保全権利

(1) 債務者は、令和〇年〇月〇日に設立された、発行済株式総数50万株、コンピューターシステムの開発、販売及び保守等を目的とする株式会社であり、〇〇市場に上場する株式会社である。

10 (2) 債権者は、債務者の株式2万株を有する株主である。

(3) 債務者は、振替株式を発行している上場会社であるため、最新の株主名簿として、直近の基準日（令和6年3月31日）時点の株主名簿（以下「本件株主名簿」という。）が存在する。

15 (4) 令和6年6月に予定されている債務者の第5期定時株主総会（以下「本件総会」という。）における、株主提案による、取締役A、取締役B及び取締役Cの解任並びに取締役3名選任の議案につき、債権者は、委任状勧誘を行うため、本件株主名簿を閲覧謄写する必要がある。

20 (5) 債権者は、本件申立てに先立って、令和6年5月1日、債務者に対し、本件株主名簿の閲覧謄写を請求した。これに対し、債務者は、同月2日、債権者に対し、債権者が上記株主提案について債務者との協議に応じず、敵対的な態度をとっているから、債権者が債務者の業務の遂行を妨げ、ひいては株主の共同の利益を害する目的で請求を行っているとして、会社法125条3項2号を理由に上記請求を拒絶することを通知した。しかし、債権者が、上記株主提案に関して債務者と敵対的な態度を取ったことをもって、本件請求において、その
25 業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的があるとはいえないことは明らかである。他に、本件において同項各号に該当するような事由は見当

たらない。

(6) 以上によれば、被保全権利として、債権者は、債務者に対し、会社法125条2項に基づき、本件株主名簿の閲覧謄写請求権を有する。

2 保全の必要性

5 委任状勧誘の実施は、株主提案権を実効的なものにするために必須であるが、そのためには本件株主名簿の閲覧謄写が必要不可欠である。本件総会に関し、委任状勧誘を行うための時間は限られており、債権者には、委任状勧誘の準備のため、基準日の株主の氏名又は名称及び住所等が記載された株主名簿の閲覧謄写を受ける切迫した必要性がある。他方で、株主名簿の閲覧謄写によって債務者に何
10 らかの損害が発生するとは考え難い。そこで、仮処分による保全の必要性があるから、本申立てに及んだ。

(留意事項)

1 被保全権利

株主名簿の閲覧謄写の仮処分の被保全権利（本案訴訟）は、株主又は債権者の株式会社に対する株主名簿の閲覧謄写請求権（株主名簿の閲覧謄写請求訴訟）で
5 す（会社法125条2項）。

債権者は、上記の被保全権利につき、①債権者が株式会社の株主又は債権者であること、②株主名簿の閲覧謄写請求の「請求の理由」を明らかにすること（会社法125条2項後段）¹、③当該請求の対象となる株主名簿²が存在すること、
10 ④当該請求の対象となる株主名簿（上記③）と請求の理由（上記②）との間に
連性があることを明らかにする必要があります。

もっとも、株主名簿の閲覧謄写の仮処分は、いわゆる満足的仮処分であり、債務者（株式会社）が立ち会うことができる審尋の期日を経て発令される仮地位仮処分（民事保全法23条2項、4項）であることからすると、債権者の主張・疎明については、債務者に出頭の負担を課すだけの主張の合理性が認められることが
15 必要です。そのため、債権者としては、申立ての段階において、上記①～④の疎明のみにとどまらず、当然予想される債務者の抗弁（会社法125条3項所定の拒絶事由等の主張）を排斥するだけの疎明に努める必要があります。会社法125条3項所定の拒絶事由の詳細については、以下の2を参考にしてください。
また、迅速に審理を進める観点から、債権者が株主名簿の閲覧謄写の仮処分の申
20 立て前に、債務者に対して株主名簿の閲覧謄写を求め、債務者がこれを拒絶して

¹ 株主名簿の閲覧謄写請求の「請求の理由」は、当該株式会社において閲覧謄写の目的を認識することができる程度に具体的に示す必要があると解されています。株主による株主名簿の閲覧謄写請求の理由としては、例えば、少数株主権の行使のための同調者集めの目的、公開買付けの勧誘目的、委任状の勧誘目的、株式を買い集めるために他の株主を把握する目的等が考えられます。なお、株主等において、株主名簿の閲覧謄写請求の「請求の理由」を基礎付ける事実が客観的に存在することを立証する必要はないと解されています。

² 会社法125条1項は、株式会社の本店（株主名簿管理人がある場合にあつては、その営業所）に最新の株主名簿を備え置くことを要求しているものと解される（株主名簿は、書き換えられることが想定されているが、過去の全ての時点の株主名簿を備え置くことが会社に義務付けられているとは解し難い。）ため、同条2項に基づく閲覧謄写請求の対象となる株主名簿は、上記のとおり備え置かれている最新の株主名簿であると解されます。

その理由に言及している場合、その拒絶理由や申立てに至る経緯を記載してください。

2 会社法125条3項所定の拒絶事由³

(1) 会社法125条3項1号

5 会社法125条3項1号の拒絶事由（請求者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき）は、株主名簿の閲覧謄写請求が、株主等が株主等として有する権利の確保又は行使に関する調査のために認められたものであることから、これと離れた目的でされる株主名簿の閲覧謄写請求は、権利の濫用であって許されないという趣旨のものです。例えば、いわゆる
10 名簿業者等の第三者に情報を提供する目的で株主名簿の閲覧謄写請求がされた場合、新聞等の購読料名目で金員の支払をさせるための嫌がらせ又は支払打ち切りに対する報復として株主名簿の閲覧謄写請求がされた場合、自己の商品についてのダイレクトメールを送る目的で株主名簿の閲覧謄写請求がされた場合、学問上の関心等の個人的興味から株主名簿の閲覧謄写請求がされた場合
15 等が、会社法125条3項1号の拒絶事由に当たると解されています。

(2) 会社法125条3項2号

会社法125条3項2号の拒絶事由（請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき）は、株主名簿の閲覧謄写請求が認められた趣旨（上記(1)参照）を踏まえると、株式会社の業務の運営又は株主の共同の利益を害する目的でされる株主名簿の閲覧謄写請求は、権利の濫用であって許されないという趣旨のものです。例えば、請求者が必要もないのに相次いで株主名簿の閲覧謄写請求をする場合、営業時間で最も忙しい時間帯を狙うなど不当な閲覧謄写の方法による株主名簿の閲覧謄写

³ 会社法125条3項各号所定の拒絶事由は、制限列举事由と解されています。したがって、株式会社は、その定款において、会社法125条3項各号所定の拒絶事由以外の拒絶事由を定めることはできないと解されます。

請求をする場合等が会社法125条3項2号の拒絶事由に当たると解されています。

(3) 会社法125条3項3号

5 会社法125条3項3号の拒絶事由（請求者が株主名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき）は、このような株主名簿の閲覧謄写請求は、株主等としての利益のために権利を行使するものではない上、株主のプライバシーを害するおそれがあることから、権利の濫用であって許されないという趣旨のものです。例えば、いわゆる名簿業者等に情報を売却するためにされた株主名簿の閲覧謄写請求が会社法12
10 5条3項3号の拒絶事由に当たると解されています。

(4) 会社法125条3項4号

会社法125条3項4号の拒絶事由（請求者が、過去2年以内において、株主名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき）は、同項3号(上記(3))と同様の趣旨のものです。
15 同項4号にいう「株主名簿」は、当該株式会社の株主名簿だけでなく、他の株式会社の株主名簿も含むものと解されています。

3 保全の必要性

株主名簿の閲覧謄写の仮処分は、仮の地位を定める仮処分と解されることから、仮処分命令を発することができるのは、争いがある権利関係について債権者に生
20 ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときであることを要します（民事保全法23条2項）。また、万一、当該仮処分に基づく閲覧謄写がされた後に、本案訴訟において債権者に株主名簿の閲覧謄写請求権がないことが確定したときは、債務者（株式会社）は、無権利者に対して株主のプライバシー情報等を開示した結果となり、ひいては当該株主からの信頼を損なう等の損害を被るおそれがあります。
25

そこで、株主名簿の閲覧謄写の仮処分は、株主名簿の閲覧謄写請求権に係る権

利害関係が確定しないために生ずる債権者の損害と上記仮処分により債務者が被るおそれがある損害とを比較衡量し、債務者の被るおそれのある損害を考慮しても、なお債権者の損害を避けるために緊急の必要がある場合に限って認められるものと解するのが相当です。例えば、株主が株主名簿の閲覧謄写を求める理由が、
5 近々予定されている株主総会の前に委任状勧誘を行うためであることは、株主名簿の閲覧謄写の仮処分に関する保全の必要性を認める方向の事情になると思われ
れます。

4 審理方式等

株主名簿の閲覧謄写の仮処分は、仮の地位を定める仮処分で満足的仮処分であり、これが発令されれば、債務者（株式会社）に重大な影響を及ぼすおそれがあります（前記2参照）。
10

そこで、裁判所は、株主名簿の閲覧謄写の仮処分の申立てがあつた場合は、被保全権利及び保全の必要性について慎重に審理を行う必要があります、いずれも高い疎明が要求されます。そのため、裁判所は、早急に債権者及び債務者が立ち会うことができる審尋の期日を指定し、債務者に対する呼出しを行い、その主張を聴いた上で、当該申立てについての判断を示すこととなります（民事保全法23条4項本文）。
15

なお、株主総会の開催が近々予定されており、委任状勧誘目的で申立てをする事案のように期間が切迫している場合、第一審や不服申立手続に係る審理・判断に一定の日数を要しますので、特に短期間での審理・判断が求められ、実情として、第一審における審尋期日は原則として1回開催されるにとどまり、その後、裁判所による決定が出されるまでに当事者が自己の主張を補充したり、相手方の主張に対する反論をしたりする機会やその準備に要する時間も限られています。このような状況に照らし、当事者には、常にも増して、速やかな証拠の収集・整理と簡潔明瞭な主張が期待されています。このような観点から、証拠や主張の準備をしてください。
20
25

5 担保の額

保全命令における担保によって担保される債権は、違法、不当な保全命令により債務者が被った損害の賠償請求権であり、その担保の額は、一般的に、①保全命令の種類、②保全命令の目的物の種類・価額、③被保全権利の種類、その疎明の程度、④債務者の職業・財産・信用状態等の具体的事情に即した債務者の予想損害などを考慮して、裁判所が裁量によって定めるとされています⁴。

株主名簿の閲覧謄写の仮処分については、金銭上の請求ではなく、担保額は一概に決めにくいところがありますが、債務者（株式会社）の規模、債権者の属性、当該仮処分命令が不当と判断された場合に債務者に生ずるおそれがある損害の内容、疎明の程度等を総合して、合理的な額を算定することになります。なお、一応の参考として、東京地裁商事部では、事案によりますが、担保額を20万円から30万円程度としている例がある一方、高額なものでは100万円としている例があります。

6 株主名簿の閲覧謄写の仮処分の効力

株主名簿の閲覧謄写の仮処分は、株式会社の株主又は債権者が株主名簿の閲覧謄写をするため、株式会社に対し、株主名簿を一時的に提示し、閲覧謄写のための場所を提供するという作為と、その間は上記株主等が閲覧謄写をすることを妨げてはならないという不作為を命ずるものです。また、株式会社がこの作為及び不作為を任意に履行しないときは、上記株主等は、間接強制の方法により強制執行することになると解されます。そこで、株主名簿の閲覧謄写の仮処分の執行（間接強制）については、仮処分命令が債務名義とみなされ（民事保全法52条2項）、保全命令の正本に基づいて実施されることとなります（同法43条1項）。

7 株主名簿の閲覧謄写の仮処分における一般的な書証

株主名簿の閲覧謄写の仮処分における一般的な書証として、以下のものが考え

⁴ 須藤典明・深見敏正編著「最新裁判実務体系3民事保全」（青林書院 2016年）18頁、89頁参照

られますので、想定される争点との関係でその写しを提出できるかをご検討ください。前記のとおり、限られた期間内で審理を行うことが少なくないですので、書証の準備は早めに進めてください。なお、以下の書証は、作成されていない場合や現存しない場合などもあるため提出は必須ではなく、その存否によって審理の帰趨が直ちに決せられるものではありません。

5

(1) 債権者が債務者の株主である場合、そのことを疎明する書面

① 株券が発行されている場合

株券の写しなど

② 株券が発行されていない場合

10

個別株主通知済通知書、株主名簿、同族会社の判定明細書、定款、株式引受申込書、株式の払込みに関する疎明資料など

(2) 事案に応じ、当然予想される債務者の抗弁（会社法125条3項所定の拒絶事由等の主張）を排斥する疎明資料、債務者が株主名簿の閲覧謄写請求を拒絶した経緯に関する疎明資料

15

8 特記事項

当該事案について、上記留意事項に沿った記載が困難である事情や上記留意事項の内容を適用すべきでない事情がある場合には、当該事情をその理由とともに具体的に記載してください。

以 上